

# 茨城県行財政改革大綱

平成10年3月

茨 城 県

# 目 次

	頁
はじめに .....	1
<b>第1 行財政改革の基本的考え方</b>	
1 行財政改革の基本方向 .....	2
2 大綱の推進期間及び推進事項 .....	2
3 大綱の推進方法 .....	3
<b>第2 改革の視点と新たな手法</b>	
1 県政情報の積極的な提供と県民ニーズの的確な把握 .....	4
2 県の役割の明確化 .....	4
3 効果的・効率的な行財政運営手法の確立 .....	5
<b>第3 財政運営の健全化</b>	
1 財政健全化目標 .....	6
2 財政健全化を達成するための具体策	
(1) 中期財政収支見通しの作成 .....	6
(2) 義務的経費等の抑制 .....	7
(3) 事務事業の見直し .....	7
(4) 公営企業の経営効率化 .....	8
(5) 歳入の確保 .....	9
<b>第4 行政運営体制等の再編・整備</b>	
1 組織・機構等の簡素・効率化	
(1) 組織の再編・整備	
① 知事部局	
ア 本庁の再編・整備 .....	10
イ 出先機関の見直し .....	11
② 教育委員会	
ア 教育庁組織の見直し .....	13
イ 県立高等学校編成配置の適正化 .....	13
(2) 執行体制の見直し .....	14
(3) 附属機関等の見直し .....	14
(4) 出資法人等の見直し .....	15
2 定員、給与の適正化	
(1) 定員の適正化(定員適正化計画) .....	15
(2) 給与の適正化 .....	16
3 人材の育成	
(1) 職員の能力開発 .....	16
(2) 適切な人事管理の推進 .....	17
4 事務執行方法等の改善	
(1) 県民サービスの向上等 .....	18
(2) 事務処理の改善 .....	19
5 行政情報化の推進 .....	19
6 行政運営の公正の確保、透明性の向上 .....	20
<b>第5 行財政改革の推進に当たって</b>	
1 県民の理解と協力 .....	22
2 市町村との連携・協力 .....	22
3 国への働きかけ .....	22
別紙1 財政収支見通し(試算) .....	23
別紙2 大規模建設事業一覧 .....	24
別紙3 出資法人の見直し .....	25
附属資料 .....	29

## はじめに

本県においては、平成7年度に「茨城県行政改革大綱」を策定し、今年度までを推進期間として、「生活者重視」、「自主的・自立的」、「簡素効率的」な行政運営を目指し、行政改革に積極的に取り組んできたところである。

この間においても、少子・高齢化の進行や、長引く景気低迷による税収の伸び悩み等から、県財政はますます厳しい状況になっていること、さらには、国においては今年前半にも「地方分権推進計画」の策定が予定されており、地方分権が実施の段階を迎えていることなど、県行財政運営を取り巻く環境が急激に変化しており、引き続き行財政改革を強力に推進する必要がある。

このような中、県議会においては、平成9年6月に行財政改革調査特別委員会を設置し、「簡素で効率的な行財政運営のあり方に関する諸問題」について調査審議を進め、平成9年12月に中間報告を、今年3月には最終報告を行ったところである。これらの報告においては、財政健全化のための方策や、組織機構の再編・整備、定員の適正化などに関し、具体的な提言がなされている。

また、外部の有識者で構成する行政改革推進懇談会に、新たに専門部会（財政構造検討部会、行政機構検討部会）を設置し、平成9年12月に「財政健全化のための取り組み」及び「組織機構等の見直し」についての意見をいただくとともに、行政改革推進懇談会においては、行財政改革全般にわたる意見をいただいたところである。

これらの提言及び意見を最大限尊重し、今後の県の行財政改革の指針として、新たに「茨城県行財政改革大綱」を策定したものである。

今後、この大綱に基づき、県議会や県民の皆様の理解と協力をいただきながら、全庁を挙げて行財政改革を推進するものとする。

# 第1 行財政改革の基本的考え方

## 1 行財政改革の基本方向

国内外の諸情勢が大きく変化する中で、戦後の経済成長を支えてきた日本型経済社会システムが根本的な見直しを迫られており、現在我が国は大きな変革の時代を迎えている。このようなときこそ、県政運営においても、将来を見据えた確かな先見性を持ち、今後予想される諸課題に的確に対応できるよう、現時点で、行財政運営全般にわたる改革を行い、新たな発展の基盤づくりや少子・高齢社会への備えを進めていく必要がある。

この観点から、次の基本方向のもとで、行財政改革を推進していくものとする。

### ○ 社会経済情勢の変化への柔軟な対応

先進諸国に例を見ない少子・高齢化の進行や、世界経済の一体化による地域経済への様々な影響、人類共通の課題である地球温暖化など、社会経済は急激に変化している。これらの変化による新たな行政課題にも的確に対応していくために、事務事業や組織・機構などを前例にとらわれることなく柔軟に見直していく。

### ○ 自主的・自立的な行政体制の確立

地方分権の時代には、自己決定・自己責任の原則のもと、自らの創意と工夫により県行政を運営していく必要がある。このため、県長期総合計画の基本理念である「愛されるいばらきの創造」に向けて、生活者である県民の視点を基本とした自主的・自立的な行政体制を確立していく。

### ○ 行財政運営の徹底した簡素・効率化

県財政の危機的な状況を、一刻も早く克服し、21世紀に向けて確固とした行財政基盤を構築していく必要がある。このため、行財政運営全般にわたる見直しを行い、徹底した簡素・効率化を図っていく。

## 2 大綱の推進期間及び推進事項

### ○ 推進期間

この大綱は、平成10年度から概ね3年間を推進期間とする。

なお、財政健全化及び定員適正化については、平成15年度までの目標を掲げるものとするが、この推進期間中にできる限り実施に努めるものとする。

### ○ 推進事項

この大綱は、推進期間中に取り組むべき課題について、改革の方向、目標及び具体的推進事項を示したものである。

なお、年度毎に、取り組み内容を具体的に示した実施計画を策定し、計画的に推進するものとする。

また、この大綱に掲げた推進事項以外についても、大綱の趣旨に基づき、積極的な改

革に取り組むものとする。

### 3 大綱の推進方法

#### ○ 行財政改革推進本部等

行財政改革は、全庁一丸となって取り組むことが最も重要であることから、引き続き全庁的な推進体制である茨城県行財政改革推進本部を中心として、各部局毎に推進会議を設置して推進する。

また、推進に当たっては、県議会や茨城県行財政改革推進懇談会の意見を踏まえるものとする。

## 第2 改革の視点と新たな手法

財政運営の健全化を図るとともに、少子・高齢化をはじめとする新たな行政課題に的確に対応していくためには、

- 県の将来の発展に必要なものか、県民ニーズに的確に応えているか。
- 県が本来行うべきか。
- 効果的・効率的に行われているか。

を基本的な視点として、行財政運営全般にわたる改革を行っていく必要がある。

このため、これらの行財政改革の基本的な視点を、次のように明確化、具体化していくとともに、これらを通じ、職員の意識改革を徹底し、行政による説明責任（アカウントビリティ）の遂行と、透明性の確保に努めていくものとする。

### 1 県政情報の積極的な提供と県民ニーズの的確な把握

本県の発展可能性を踏まえ、生活者である県民の立場に立った行政運営を行っていくには、県政の目標などを分かりやすく県民に示すとともに、新しい県民ニーズにも立脚した政策形成を行っていく必要がある。

このため、各種の県政情報を県民に積極的に提供し、県政への参画を促していくとともに、政策形成過程等における県民意見の反映のため、県民ニーズの的確な把握に努めていく。

#### 【推進事項】

- 広報・広聴機能の充実強化  
新庁舎において整備される県民情報センター（仮称）を核として、広報・広聴機能の充実強化を図る。
- 広報・広聴機能と政策形成機能の連携強化  
本庁部局再編にあわせ、広報・広聴機能と政策形成機能の一層の連携強化を図る。  
また、各部各課においても、県民のニーズを的確に捉える努力を自覚的に行い、県民と県政の情報回路の多元的な設定を図る。

### 2 県の役割の明確化

行財政改革を進めていく上では、県行政の活動領域やその関与のあり方について再整理することが必要である。

このため、事務事業や組織・機構などを見直すに当たっての基本的な視点として、官・民及び県・市町村の役割分担を明確にしていく。

#### 【推進事項】

- 官・民の役割分担の明確化  
国の行政改革委員会が策定した「行政関与の在り方に関する基準」及び「行政関与の仕方に関する基準」を参考としつつ、本県における官・民の役割分担に関する指針について検討を進める。

○ 市町村との役割分担の明確化

国と地方の新たな役割分担については、地方分権推進計画及び関係法令の改正により明確化されることとなるが、地方における県と市町村の役割分担については、地域の独自性を踏まえた対応をする必要がある。このため、地方分権の進展を踏まえ、本県としての県・市町村の新たな役割分担についての検討を進める。

(注1) 地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月20日)

○ 国は、

- ・ 国際社会における国家としての存立にかかわる事務
- ・ 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動又は地方自治に関する基本的な準則に関する事務
- ・ 全国的規模・視点で行わなければならない施策及び事業などを担う。

○ 地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担う。

(注2) 地方分権推進委員会第2次勧告(平成9年7月8日)

- 都道府県は「市町村を包括する広域の地方公共団体」として、一定の性質を有する事務を処理する。
- 市町村は「基礎的な地方公共団体」として、都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に事務を処理する。

### 3 効果的・効率的な行財政運営手法の確立

今後の行財政運営においては、目標を明確化し、施策の企画・立案、執行の各段階において、常に、効果的・効率的に進めていくことが重要である。

このため、政策の達成度(効果性)や事務事業執行の効率性などを客観的に評価する手法や、部局の枠組みにとらわれず施策等を横断的に調整・執行するシステムの確立を図る。

#### 【推進事項】

○ 政策評価システム(仮称)の導入

政策の達成度(効果性)や事務事業執行の効率性などを客観的に評価する仕組みとしての政策評価システム(仮称)の導入を進める。

○ 横断的な行政運営手法の確立

マトリックス方式やプロジェクト・チームなどの部局横断的な行政運営手法を積極的に導入するとともに、権限のあり方などを再検討し、その機能強化を図っていく。

### 第3 財政運営の健全化

県においては、平成3年からの景気後退期において、国と同一歩調で数次にわたる経済対策を実施し、県民生活向上のための生活関連施設の充実など、遅れた社会資本の整備に努めてきた。県も経済対策の一翼を担うことにより一定の役割を果たしてきたといえるが、県税収入が落ち込む中では、その財源を県債の増発と基金の取り崩しに求めざるを得なかった。

この結果、県債残高は平成9年度末には約1兆円と平成3年度末の2倍を超え、一般会計予算額にほぼ匹敵する見込みである。一方、一般財源基金は平成9年度末には、平成3年度末の3分の1以下の約540億円程度まで減少する見込みである。

このような中、平成9年度当初予算を基礎とした、平成10年度以降の財政収支見直しによると、毎年度900億円から1,000億円という多額の財源不足が見込まれる。

(別紙1 財政収支見直し(試算))

このため、次のとおり、財政運営の健全化のための取り組みを行う。

#### 1 財政健全化目標

財政健全化に向けての目標及び推進期間を次のとおりとする。

##### (1) 財政健全化目標

一般財源基金からの繰り入れに依存せず、単年度収支がおおむね均衡する財政構造の実現を目指す。

##### (2) 財政健全化推進期間

財政健全化は、平成15年度を目標としつつも、できるだけ早い時期の達成を目指す。

そのため、平成10年度から12年度までの3年間を集中改革期間とし、重点的に取り組むものとする。

#### 2 財政健全化を達成するための具体策

財政健全化を達成するために、次の具体策を講ずる。

##### (1) 中期財政収支見通しの作成

財政健全化を進めるに当たっては、県民の理解と協力が不可欠であることから、中期財政収支見通しを作成し、財政運営の現況とあわせ、公表する。

##### 【推進事項】

##### ○ 中期財政収支見通しの作成

毎年度、中期財政収支見通しを作成し、公表する。



## (2) 義務的経費等の抑制

組織・機構等の簡素・効率化や事務執行方法等の改善などを徹底することにより、人件費をはじめとする義務的経費等の抑制を図る。

### 【推進事項】

#### ○ 人件費の抑制

組織・機構の簡素・効率化などを徹底することにより、引き続き一般行政部門職員数の削減を図るとともに、児童・生徒数の減少に伴う教職員配置の適正な定数管理を行い、極力人件費総額の抑制に努める。

(職員数の削減の目標については、第4の2 定員、給与の適正化の項を参照)

#### ○ 内部管理経費等の節減

事務執行方法等の改善に努め、徹底した内部管理経費等の節減を図る。

#### ○ 県債発行の適正管理

将来の公債費負担の累増を抑制するため、県債発行の適正管理に努める。

あわせて、今後、県債の償還が急激に増加し、財政運営を圧迫するおそれがあることから、満期一括償還方式の導入など、償還方法の変更により公債費負担の平準化を図る。

## (3) 事務事業の見直し

県民生活の向上に必要な施策の財源を確保するとともに、より効果的・効率的な行財政運営を目指し、聖域なき抜本的な事務事業の見直しを進めることによって、歳出の抑制を図る。

### 【推進事項】

#### ○ 一般行政施策の見直し（補助金の整理合理化を含む。）

官・民の役割分担などを基本的視点としつつ、ゼロベースの考え方にたち、事務事業の必要性、合理性、緊急性などを検討した上、徹底した見直しを行う。また、執行に当たっては、ムダを省き、能率的・効率的に行っていくものとする。

特に、補助金については、漫然と継続することなく、官・民及び県・市町村の役割分担の観点を踏まえ、見直しを行うほか、類似補助金等の整理統合・メニュー化などを進める。なお、サンセット方式の導入についても検討を進める。

これらの見直しを進めることによって、歳出の抑制を図る。

#### ○ 公共事業の抑制

国補公共事業については、国における措置を踏まえ、事業の重点化を図るとともに、その事業効果などを十分踏まえた対応をしていく。

県単公共事業については、財政健全化推進期間中に、その投資規模を、概ね景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目指し、縮減を図る。

○ 公共事業の効率的執行

限られた財源を有効に活用し、効率的な公共工事の執行を通じ、社会資本の整備を着実に進めるため、公共工事コスト縮減対策に関する茨城県行動計画（平成9年12月策定）に基づき、公共工事コストの一層の縮減を進める。

\* 公共工事コスト縮減の目標

施 策 分 野	数 値 目 標
1) 工事の計画・設計等の見直しに関する施策 2) 工事発注の効率化等に関する施策	公共工事コストを少なくとも6%以上縮減することを目指す。
3) 工事構成要素のコスト縮減に関する施策 4) 工事实施段階での合理化・規制等の検討	公共工事コストを少なくとも4%以上縮減することを目指す。

\* 計画期間 平成9年度から11年度まで

○ 大規模建設事業の見直し

総事業費が概ね10億円以上の建物等（補助、貸付等により実施するものを含む。）について、社会経済情勢等の変化を踏まえ、緊急性、事業効果等について再点検を実施し、事業の進捗レベルに応じて、事業費の抑制や事業計画の先送りを図る。（別紙2 大規模建設事業一覧）

○ 民間委託の推進

事務事業の効率的執行を図るため、民間委託を積極的に推進する。

○ 多様な社会資本整備方策の検討

民間資金を活用した社会資本整備（PFI）等、多様な社会資本整備方策について検討を進める。

(4) 公営企業の経営効率化

公営企業について、経営の総点検を行い、経営の健全化・効率化を推進し、経営基盤の一層の強化を図る。

【推進事項】

○ 企業局の経営効率化

企業局事業について、経営の総点検を行い、中期的な経営計画を策定し、これに基づき、経営の健全化・効率化を推進する。

○ 病院事業の経営改善

病院事業について、一層の経営改善を進め、赤字の解消に努める。

(5) 歳入の確保

租税負担の公平性の確保の観点から県税滞納額の縮減に努めるとともに、未利用財産の有効活用や使用料、手数料などの見直しを行い、歳入の確保に努める。

【推進事項】

- 県税滞納額の縮減等  
租税負担の公平性確保の観点から、徴税確保対策を充実し、県税滞納額の縮減に努める。併せて、市町村とも連携した広域的徴税システムのあり方について検討する。
- 県有財産の有効活用  
未利用財産など、県有財産の有効活用に努める。
- 受益者負担の適正化  
受益者負担の適正化の観点から、使用料、手数料等の見直しに努める。
- 自主税財源の充実確保策の検討  
法定外普通税の許可制度の廃止、法定外目的税の創設など、今後の制度改正の動向を踏まえ、自主税財源の確保策について検討を行う。

## 第4 行政運営体制等の再編・整備

行財政運営の徹底した簡素・効率化を図るとともに、少子・高齢化をはじめとする社会経済情勢の変化への柔軟な対応、さらには地方分権の進展を踏まえた自主的・自立的な行財政運営体制を確立していくため、次のとおり、行政運営体制等の再編・整備を進める。

### 1 組織・機構等の簡素・効率化

本庁、出先機関など、組織・機構等について、次のとおり見直しを行い、簡素・効率化を推進する。

#### (1) 組織の再編・整備

##### ① 知事部局

##### ア 本庁の再編・整備

本庁組織を、次の視点に基づき、再編・整備する。

- ・ 社会経済情勢の変化に的確に対応し、今後、重点的に取り組むべき新たな課題を積極的に推進するため、最も効果的な組織体制を整備するとともに、行政ニーズの増減に伴い、需要が相対的に低下している部門は統廃合などにより規模の縮小を図る。
- ・ 複数の部・課で行われている類似・関連する施策を可能な限り大括りし、同一のセクションにおいて所管できるようにするとともに、総合的な政策形成、評価及び調整機能の強化を図る。
- ・ 可能な限り、部・課及びグループの簡素化を図り、組織のスリム化を目指す。

(注) 平成9年4月1日現在の本庁組織 8部2局(出納事務局を含む)81課(局・室)

#### 【推進事項】

##### ○ 福祉部と衛生部の統合

今後の少子・高齢社会に向けて、また平成12年度からの介護保険の導入に向けて、福祉行政と保健・医療行政を総合的、効率的に推進するため、福祉部と衛生部を統合する。

なお、統合にあわせて、次の視点に立った業務の再編を行う。

- ・ 老人福祉行政と老人保健行政の一元化
- ・ 母子福祉行政と母子保健行政の一元化
- ・ 心身障害者福祉行政と精神保健福祉行政の一元化
- ・ 社会福祉法人及び医療法人の指導体制の一元化
- ・ 福祉、保健及び医療分野に係る人材育成に関する行政の一元化
- ・ 福祉及び保健・医療に関する情報の提供体制の一元化
- ・ 感染症対策など、公衆衛生分野における機動性の確保

(平成11年度実施)

- 農林水産部と農地局の統合  
農政の総合的推進体制を整備するため、農林水産部と農地局を統合する。  
なお、統合にあわせて、次の視点に立った業務の再編を行う。
  - ・ 農業振興計画及び長期土地改良計画等の策定に当たっての連携強化
  - ・ 農地等基盤整備事業と営農、経営指導の連携強化
  - ・ 農地利用調整部門の集約
  - ・ 農村環境整備対策の集約
 (平成11年度実施)
  
- 総合調整機能の充実強化  
総務部、企画部における総合調整機能の見直しを行い、県政全般にわたる総合的な政策調整機能については、知事直轄とし、その充実強化を図る。  
あわせて、広報・広聴機能との連携を強化する。  
(平成11年度実施)
  
- 各部局における政策形成機能の強化  
各部局における政策形成機能を強化するため、各部局幹事課機能を見直す。  
あわせて、各部局に配置されている「企画員」の機能を強化し、各部局横断的な政策調整のためのシステムとして再構築する。
  
- 科学技術振興体制の確立  
筑波研究学園都市をはじめとする科学技術に関する集積を踏まえ、その振興を積極的に推進するための組織体制を確立する。
  
- 課の見直し  
部局の再編にあわせ、分掌事務の全庁的見直しを行い、課（課に相当する局・室を含む。）についても、簡素・効率化の視点から見直しを行い、1割程度の削減を目指す。

#### イ 出先機関の見直し

次の視点に基づき、出先機関の見直しを進める。

- ・ 行政機関については、今後の地方分権の進展を見据えるとともに、市町村と協同して、地域における総合的な行政を担う必要があることから、権限委譲とその集約化に努める。
- ・ 県立社会福祉施設などの公の施設については、民間施設の整備状況等を勘察しながら、「民間に任せられるものは民間に任せる」という視点に立ち、その管理運営体制等を見直しを進める。
- ・ 行政需要の変化に対応した出先機関の統廃合を進めるとともに、特に、小規模な出先機関については、その再編整備を積極的に行う。

(注) 平成9年4月1日現在の出先機関 136所42支所

## 【推進事項】

- 出先機関のあり方検討  
本庁組織の再編や今後の地方分権の進展，さらには市町村合併を含む広域行政の動向を踏まえ，出先機関の今後のあり方について検討を進める。
  
- 福祉事務所と保健所の連携強化  
介護保険の導入等に伴い，福祉，保健の総合的な施策展開を図るため，福祉事務所と保健所について，人事交流や組織的連携など，機能的な連携強化を図る。  
なお，保健所については，地域保健法の施行等に伴い，12所に再編統合する。  
(現行14所)  
(注) 平成11年度に，笠間保健所を水戸保健所に，常陸太田保健所を日立保健所に統合する。
  
- 地域農業改良普及センターと土地改良事務所の連携強化  
営農指導と土地基盤整備の効果的な推進を図るため，地域農業改良普及センターと土地改良事務所の機能的な連携を強化する。
  
- 中央児童相談所，婦人相談所，精神薄弱者更生相談所，身体障害者更生相談所の統合  
多様化，複合化している県民の相談ニーズに的確に対応するために，中央児童相談所，婦人児童相談所，精神薄弱者更生相談所，身体障害者更生相談所の統合を検討する。
  
- 県立社会福祉施設の見直し  
県立社会福祉施設について，民間社会福祉施設の整備充実に伴い，民間施設と機能的に競合する施設や，入所需要が極めて少なくなっている施設などについては，入所者の処遇に配慮しながら，民間委託，廃止を含め，その管理運営体制及び入所定員などについて，見直しを進める。  
なお，今後，県立施設は，法令により設置が義務づけられているもののほか，先駆的で，高度なサービスを提供する必要がある分野での整備を進めるものとする。  
(注) 県立社会福祉施設(県営)
  - ・ 長生園(救護施設，特別養護老人ホーム)
  - ・ 内原厚生園(精神薄弱児施設，精神薄弱者更生施設)
  - ・ リハビリテーションセンター(肢体不自由者更生施設，重度身体障害者更生援護施設，重度身体障害者授産施設)
  - ・ 友部みどり学園(養護施設)
  - ・ 茨城学園(教護院)・・・児童福祉法に基づき義務設置
  - ・ こども福祉医療センター(肢体不自由児施設)
  - ・ 暁寮(ろうあ児施設)
  - ・ 若葉寮(婦人保護施設)

○ 産業技術専門学院の再編整備

社会経済情勢の変化などに伴い、適正な地域配置等を勘案の上、再編整備を検討する。

また、産業構造や就業構造の変化及び少子化、高学歴化に対応した訓練課程・科目等の見直しを行う。

○ 試験研究機関の運営見直し

研究内容や研究成果等に関して評価制度を導入する。

また、筑波研究学園都市の豊富な基礎研究を活用し、県内中小企業等へ移転していくコーディネート機能の充実を図る。

あわせて、人事交流や共同研究などを積極的に推進するとともに、民間企業との連携、国立の機関を含む試験研究機関相互の連携を強化していく。

○ 行政需要の変化に対応した見直し、小規模機関の再編整備

行政需要の変化に対応した出先機関の見直しを推進するとともに、小規模出先機関についても、再編整備を促進する。

② 教育委員会

ア 教育庁組織の見直し

教育をめぐる様々な課題に的確に対応し、教育行政をより効果的に進めていくために、教育庁本庁組織及び出先機関の見直しを行う。

【推進事項】

○ 学校教育指導部門と管理部門の連携強化

学校教育をより一層効果的に推進するために、学校教育指導部門（指導課）と管理部門（義務教育課，高校教育課）について，連携を強化する。

○ 企画調整機能の充実強化

地方分権の進展等に対応するために，教育行政における企画調整機能を充実強化する。

○ 生涯学習行政の効果的・効率的推進

生涯学習行政を効果的・効率的に推進するために，教育事務所生涯学習部門と生涯学習センターの一元化を進める。

あわせて，市町村との役割分担を踏まえ，市町村支援体制のあり方を見直す。

イ 県立高等学校編成配置の適正化

今後の生徒数の減少及び私立高等学校との役割分担を勘案し，県立高等学校編成配置の適正化を進める。

### 【推進事項】

- 県立高等学校編成配置の適正化  
高等学校審議会の答申を受けて、県立高等学校の将来構想を策定するとともに、編成配置の適正化を進める。

## (2) 執行体制の見直し

意思決定の効率化など、迅速な行政運営を行っていくために、職制やグループ制などの執行体制についても、一層の簡素・効率化を図っていく。

### 【推進事項】

- 組織のフラット化の推進，グループ制の見直し  
県民ニーズに迅速かつ的確に応えていくためには、組織の柔軟性、機動性を確保する必要があり、職制の見直しや権限を下位の職に委譲するなど、組織のフラット化を進める。  
また、グループ制については、その運用が硬直化の傾向にあるため、見直しを進める。  
(注) グループ制  
昭和53年度から54年度にかけて、従来の係制に代えて、本庁は課長補佐をグループ・リーダーとし、出先機関は主任係長をグループ・リーダーとするグループ制度を導入した。
- 内部管理部門の合理化  
庶務や経理などの内部管理機能は、できる限り集約化するなど、徹底した合理化に努める。

## (3) 付属機関等の見直し

行政運営の簡素・効率化の視点から付属機関等の見直しを進めるとともに、本来の機能を積極的に果たし得るよう運営の改善にも努める。

### 【推進事項】

- 審議会等の付属機関の見直し  
地方分権推進委員会第2次勧告による必置規制の緩和・弾力化の動向を踏まえ、審議会等の付属機関の見直しを進めるとともに、その運営の改善にも努める。  
なお、見直し及び運営の改善に当たっては、行政改革会議最終報告で示された、国の審議会等の改革の基本方針を参考とする。  
(注) 平成9年4月1日現在の付属機関数  
法律に基づく付属機関 76  
条例に基づく付属機関 23
- 付属機関以外の懇談会等の見直し  
付属機関以外の懇談会等についても、付属機関に準じ、見直し及び運営の改善に



努める。

○ 女性委員の積極的起用

いばらきハーモニープランに基づき、女性委員の積極的起用に努める。

(注) 目標：平成17年度に30% (平成10年1月1日現在：18.2%)

(4) 出資法人等の見直し

出資法人等について、その運営をより適切なものとするため、県との役割分担、県の関与のあり方などの視点から、見直しを進める。

【推進事項】

○ 出資法人の見直し

出資法人については、県出資団体調査特別委員会調査結果報告（平成9年3月）を踏まえ、見直しを進める。

(この報告に基づく見直しの具体的内容は、別紙3のとおり)

(注) 平成10年3月1日現在の出資法人数

財団法人、社団法人等 46法人 (うち県が25%以上出資 33法人)

株式会社 17法人 (うち県が25%以上出資 9法人)

○ 出資法人の指導監督の強化

出資法人指導監督基準（昭和52年8月制定）の見直しを行い、団体の実情に応じた指導監督を強化する。

○ 出資法人以外の団体の見直し

出資法人以外で、県が財的・人的支援を行っている団体について、その設立及び運営の適正化を進める。

2 定員、給与の適正化

(1) 定員の適正化（定員適正化計画）

事務事業の見直しや事務改善、組織機構の見直し、さらには業務の民間委託などに取り組み、全庁的に職員数の抑制を基調とした定員適正化を推進する。

特に、一般行政部門及び教育部門については、平成10年度から15年度までの間において、あわせて約1,400人削減することを目標とする。

(注) 平成9年4月1日現在職員数

一般行政部門 6,612人

教育部門 26,765人

その他の部門 5,987人

#### 【推進事項】

- 定員管理手法の検討  
定員適正化に向けて、定員の適正かつ計画的な配分を図るため、定員シーリング方式(一律削減再配分方式)の継続や早期退職制度の導入など、より合理的な手法についての検討を進める。
  
- 一般行政部門(知事部局(大学及び病院を除く。), 県議会事務局, 監査委員事務局, 人事委員会事務局, 地方労働委員会事務局)  
一般行政部門職員数は、自治省第5次定員モデルを下回っている(▲2.30%)ものの、行財政運営をめぐる非常に厳しい環境を踏まえ、一層のスリム化を目指し、事務事業の見直しや組織機構の再編、事務執行方法等の改善などを進めることによって、平成10年度から15年度までの間において、約400人を削減する。
  
- 教育部門(教育委員会)  
児童・生徒数の減少による教職員配置の適正な定数管理などを進めることにより、平成10年度から15年度までの間において、約1,000人を削減する。
  
- その他の部門  
知事部局の大学及び病院, 企業局については、効率化等の視点から、職員数の抑制に努める。  
警察本部については、警察官は警察法施行令に基づく配置を行うほか、警察官以外の職員については抑制に努める。
  
- 定員管理状況の公表  
定員適正化の推進状況を含め、定員管理の状況について、毎年度公表する。

#### (2) 給与の適正化

給与制度の適正運用に努めるとともに、諸手当等については、社会経済情勢の変化に合わせ、適切な見直しを進める。

#### 【推進事項】

- 給与の適正化  
社会経済情勢の変化にあわせ、特殊勤務手当等について見直しを進める。

### 3 人材の育成

#### (1) 職員の能力開発

地方分権の時代には、自己決定・自己責任の原則のもと、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう行政体制を強化することが重要であり、そのためには、組織・機構等の再編・整備にあわせ、職員の資質のより一層の向上を図る必

要がある。

このため、今後の人材育成に関する基本方針を策定し、職員の能力開発に努めていく。

#### 【推進事項】

- 人材育成に関する基本方針の策定  
職員の能力開発を効果的に推進するために、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を策定する。
- 研修所研修の充実  
政策形成能力や政策法務能力等を育成する研修を強化するなど、自治研修所における研修を充実するとともに、今後の研修所研修のあり方についての検討を進める。
- 職場研修の推進  
日常的に職員個人の特性に応じたきめ細かな個別指導を行うとともに、職場の活性化を図るために、職場研修を推進する。
- 自己啓発の推進  
職員の意欲、主体性を高揚し、職員一人ひとりが自己啓発に取り組みやすい職場風土づくりに努める。
- 新規採用職員研修の充実  
新規採用職員研修について、市町村施設、民間社会福祉施設等における実地体験研修の導入など、その充実を図る。
- 民間企業等派遣研修の充実  
職員の意識改革や幅広い見識を身につけた職員の育成等を図るために、民間企業等派遣研修先を充実する。
- 人事交流の推進  
職員の意識改革や先進的な行政手法の実地での習得、幅広い視野の涵養等を図るため、県と国、県と他の都道府県、県と市町村間の人事交流を積極的に推進する。

#### (2) 適切な人事管理の推進

職員が個々の持つ能力を最大限に発揮できるとともに、勤務意欲の向上が図られるよう適切な人事管理を推進する。

また、公務員倫理の一層の徹底を図っていく。

#### 【推進事項】

- 庁内公募の充実  
組織の活性化や職員の勤務意欲の向上を図るため、対象業務を拡大するなど、特定業務に対する庁内公募を充実する。
- 勤務実績と能力の一層の重視  
勤務実績と能力を一層重視した人事評価及び人材登用を進める。
- 高齢者雇用の検討  
年金支給開始年齢の引き上げに伴い、高齢者雇用に関する検討を進める。
- 公務員倫理の徹底  
県民の県政に対する信頼を確保するために、公務員倫理の一層の徹底を図る。

#### 4 事務執行方法等の改善

##### (1) 県民サービスの向上等

県に対する申請等について、その事務処理の簡素化やより身近な機関への権限委譲など、県民の立場に立った見直しを進め、県民負担の軽減を図り、県民サービスの向上に努める。

#### 【推進事項】

- 申請書類等の簡素化、押印の見直し  
国における「申請負担軽減対策(平成9年2月閣議決定)」や「押印見直し結果(平成10年1月総務庁報告)」などを参考としつつ、引き続き、申請書記載事項や添付書類の簡素化、押印の見直しに努める。
- 事務処理期間の短縮  
行政手続法・条例に基づく標準処理期間など、申請等の事務処理に要する期間の短縮に努める。
- 許認可等の事務の見直し  
社会経済情勢の変化にあわせ、県民の活動を規制する許認可等について、そのあり方や有効期間などについて、見直しを進める。
- 市町村への権限委譲の推進  
地方分権推進委員会の第5次勧告の動向や、市町村との役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた、権限委譲を推進する。
- 出先機関への権限委譲の推進  
県民の利便性の確保及び現地処理の効率性の観点から、引き続き出先機関への権

限委譲を進める。

- 窓口開設時間等の見直し  
公の施設の開館時間などについて、利用者の立場に立った見直しを進める。
- 窓口等における対応の改善  
職場研修などを通じ、引き続き、職員の窓口等における対応の改善に努める。

## (2) 事務処理の改善

行政内部においても、事務事業の効率的執行を図るため、目標の明確な設定やスケジュール管理の徹底など、運営プロセスの改善に努める。  
また、職員自らの創意工夫による事務改善を推進する。

### 【推進事項】

- 目標による管理・スケジュール管理の徹底、事務処理の標準化の推進  
事務事業の効率的執行を図るため、目標による管理、スケジュール管理を徹底する。  
あわせて、事務処理の標準化を推進する。
- 事務改善の推進  
職員自らによる事務処理の簡素・効率化等のための改善を促すため、自主改善や職員提案などの事務改善運動を推進する。
- 県庁エコ・オフィスプランの推進  
茨城県環境保全率先実行計画（県庁エコ・オフィスプラン）（平成10年2月策定）に基づき、事務事業を執行するに当たって、全ての職員が環境に配慮した行動を実践することにより、省エネルギー、省資源の推進などに努める。

（注）主な削減目標

電 気 使 用 量	10%削減
公 用 車 燃 料 使 用	10%削減
用 紙 類 の 使 用 量	10%削減
上 水 使 用 量	10%削減

## 5 行政情報化の推進

高度化された情報通信技術を積極的に取り入れ、事務処理の効率化や、各種情報を共有化することによる事務処理の高度化を一層促進する。  
さらには、これらを活用し、県民とのコミュニケーションを一層活発化させていく。

### 【推進事項】

- 計画的な情報化の推進  
情報化に関する行政内部の計画と地域の計画について、一体化した高度情報化に関する計画を策定するとともに、推進体制を整備する。
- 行政情報化による事務処理の効率化  
新庁舎及び出先機関において整備される電子メールシステムを活用し、事務処理の効率化、紙資源の節約などに努める。
- 行政情報化による事務処理の高度化  
新庁舎において整備される行政データ共通利用システムにおいて、統計情報をはじめとする各種情報の共有化を推進し、積極的に政策形成に活用することにより、一層の事務処理の高度化を図る。
- 行政情報化に対応した職員の資質向上  
情報ネットワークの利活用など、時代の要請に対応できる職員の資質向上を図るため、研修の計画的な実施、研修環境の充実に努める。
- 行政情報化による県民サービスの向上  
インターネットによる県政情報提供機能の拡充強化を図るとともに、新庁舎において整備される県民情報センター（総合県民情報システム）の機能を積極的に活用した県政情報の提供を進める。
- 高度情報化に対応した行政運営の推進  
新庁舎において整備されるLANや、インターネットなどの高度情報基盤を積極的に活用するため、電子決裁などの新たな行政運営手法等についての検討を進める。

## 6 行政運営の公正の確保、透明性の向上

県民の信頼のもとに県政を推進していくため、行政手続制度や情報公開制度の適正運用を図るなど、引き続き行政運営の公正の確保と透明性の向上に努めていく。

### 【推進事項】

- 行政手続制度の適正運用  
定期的に審査基準や標準処理期間の見直しを行うなど、行政手続法・条例の適正運用に努める。  
(注) 行政手続法（平成6年10月1日施行）、行政手続条例（平成7年8月1日施行）

○ 情報公開制度の適正運用

情報公開制度の適正運用に努めるとともに、情報公開法制定の動向を踏まえ、電子情報の取り扱いなど所要の見直しの検討を進める。

○ 監査制度の充実

監査委員監査について、行政監査の充実を図っていくとともに、監査の結果に対する各執行機関等の措置状況を公表する。

また、新たに制度化された外部監査を導入する。

○ 入札制度の改善

低入札価格調査制度の適用範囲の拡大など、入札制度の改善に努める。

## 第5 行財政改革の推進に当たって

### 1 県民の理解と協力

行財政改革を実施し、新たな体制づくりを目指す過程では、相当の痛みを伴うことが予想される。これを克服し行財政改革を実現していくためには、職員の意識改革を徹底することはもとより、県議会ははじめ県民の理解と協力を得ていくことが、何よりも必要である。このため、この大綱の計画や目標などを分かりやすく公表するとともに、その推進状況の積極的な公表・広報に努めるものとする。

### 2 市町村との連携・協力

地方分権の時代には、県と市町村が対等・協力の関係のもと、密接な連携を保って地方行政を担っていく必要がある。行財政改革を推進するに当たっても、新たな県と市町村の役割分担を踏まえつつ、市町村の理解と協力を得て進めていくものとする。

また、住民に身近な基礎的地方公共団体である市町村が地方分権の主たる担い手となることから、合併や広域連合などの広域行政を推進し、引き続き市町村の行財政基盤の充実強化を積極的に支援していく。

### 3 国への働きかけ

この行財政改革を実現していくには、地方分権の推進や規制緩和など、国における行政改革が不可欠である。このため、全国知事会等と連携を図りながら、その実現に向けて積極的に国に働きかけていくものとする。



別紙 1 財政収支見通し（試算）

1 試算の基本的考え方

この財政収支見通し（試算）はこれまでのような予算編成を今後も続けた場合、将来の県財政がどのような姿になるかについて、現行の制度・施策を前提に平成9年度一般会計当初予算を基礎として試算したものである。なお、地方債については通常分のみを計上した。（従って、財源対策債は平成10年度以降は計上していない。）

2 各項目の推計の考え方

- (1) 地方税等は名目経済成長率年3.5%を前提としている。なお、地方消費税は平成10年度に平年度化する。
- (2) 扶助費、補助費等は過去の伸び率を参考に推計している。
- (3) 投資的経費のうち、大規模な事業で計画が把握できるものについては計画額を、それ以外については公共事業も含めて平成9年度と同額を計上している。

3 財政収支見通し（試算）

（単位：億円）

区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	
入	歳						
	地方税	3,586	4,300	4,400	4,600	4,800	5,000
	国庫支出金	1,912	1,900	1,900	1,900	2,000	2,000
	地方債	1,566	1,300	1,300	1,100	1,100	1,300
	その他歳入	3,388	3,600	3,500	3,600	3,600	3,700
歳入合計①	10,452	11,100	11,100	11,200	11,500	12,000	
出	歳						
	人件費	3,405	3,500	3,500	3,600	3,700	3,800
	扶助費	467	500	500	600	600	600
	公債費	864	1,100	1,100	1,200	1,400	1,400
	投資的経費	3,636	3,900	3,700	3,500	3,400	3,700
	補助費等	1,168	1,600	1,700	1,700	1,900	2,000
	その他歳出	1,481	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
歳出合計②	11,021	12,100	12,000	12,100	12,500	13,000	

財源不足額	569	1,000	900	900	1,000	1,000
(②-①)	(基金取崩)					

（備考）1 平成9年度末の一般財源基金残高見込額は540億円である。

2 平成9年度は、地方消費税未平年度化分を臨時税収補てん債として110億円計上している。

## 別紙 2 大規模建設事業一覧

(単位：億円)

事業名	概算事業費	平成9年度事業内容
常磐新線事業主体支援事業	約 1,561	出資及び貸付
県庁舎建設事業	約 854	建設工事
防災情報ネットワーク整備事業	約 107	建設工事
つくば国際会議場整備事業	約 195	建設工事
高等養護学校整備事業	約 53	建設工事
笠間芸術の森アート館整備事業	約 35	建設工事
原種苗センター整備事業	約 32	建設工事
鹿島セントラルヒール整備事業(貸付金)(特別会計)	約 128	(建設工事)
地域がんセンター整備事業(補助金)	約 31	(建設工事)
大洗水族館整備事業	約 176	実施設計
畜産試験場整備事業	約 222	用地造成
カシマサッカースタジアム整備事業(特別会計)	約 255	実施設計
やさしさのまち「桜の郷」整備事業	約 240	用地買収, 基本計画等
総合流通センター整備事業	約 390	用地買収, 調査
行方地域中核病院整備事業(補助金)	未定	(設計)
常陸太田合同庁舎整備事業	未定	基本設計
県営体育施設再編整備事業	約 230	用地買収, 基本設計
霞ヶ浦環境センター整備事業	未定	基本計画
メテオパークシティ整備事業	未定	基本構想具体化検討
ひたちなか国際展示場整備事業	未定	基本構想具体化検討
奥久慈川遊びの郷整備事業	未定	基本構想具体化検討
つくばグリーンパーク整備事業	未定	基本構想
県北生涯学習センター整備事業	未定	基本構想
環境科学センター整備事業(公害技術センター再編)	未定	基本構想
牛久警察署建設事業	約 30	調査
空港共用化推進事業	未定	調査
波崎レクリエーション拠点整備事業(特別会計)	未定	調査
県立福祉施設整備事業	未定	内部検討
吾国山洗心館整備事業	未定	調査
新サンレイク水戸整備事業(債務負担事業)	約 46	(用地買収)

(注) 概算事業費は、平成9年10月時点のものである。

## 出 資 法 人 の 見 直 し

## 1 統合すべき団体（内部組織の統合を含む。）

提 言 の 内 容	見 直 し の 内 容 等
(財)茨城県アメニティ・マート振興財団を (財)茨城県中小企業振興公社に統合	・平成10年10月を目途に統合
(財)茨城県農業担い手育成基金を(財)茨城県 農林振興公社に統合	・事務局を統合（平成10年4月） ・平成13年度を目途に統合
(社福)茨城県文化福祉事業団の文化部門 を(財)いばらき文化振興財団に統合	・他の関連団体を含めて，平成11年度を 目途に統合する方向で調整
(財)茨城県開発公社と茨城県土地開発公社 の管理・業務部門の統合	・平成11年度中を目途に事務局を統合す る方向で調整

## 2 統合を検討すべき団体

提 言 の 内 容	見 直 し の 内 容 等
(財)茨城勤労福祉事業団(鹿島ハイツ)と(財) 茨城県勤労者余暇活用事業団(やみぞ)の 統合を検討すべき	・雇用促進事業団の動向等を踏まえ，引 き続き統合について検討・理事数削減 を検討

## 3 将来的に組織のあり方を検討すべき団体

提 言 の 内 容	見 直 し の 内 容 等
鹿島埠頭 (株)大洗埠頭(株) 日立埠頭(株)など港湾関連会社	・組織のあり方について引き続き検討
(株)ひたちなかテクノセンター (株)ひたちなか都市開発 など地域関係会社	・組織のあり方について引き続き検討
(財)茨城住宅管理協会に委託している県営 住宅管理サービス部門の見直し	・県営住宅管理サービス部門のあり方に ついて引き続き検討

## 4 業務・運営等の適正化

## ① 事業計画の見直し

提 言 の 内 容	見 直 し の 内 容 等
(財)茨城県開発公社 ・運営委員会の設置 ・工業団地事業計画の見直し	・工業団地検討委員会の設置（平成9年 7月） ・最終報告(平成10年6月)

茨城県住宅供給公社 ・住宅団地事業，販売計画の見直し ・新規団地の用地取得の凍結	・事業連絡会議の設置（平成9年4月） ・中間報告（平成10年3月） ・最終報告（平成10年5月） ・新規団地の用地取得を凍結（平成10年4月～）
--	---

## ② 業務執行の効率化・サービスの向上

茨城県道路公社 ・業務執行の効率化 ・有料道路の無料化促進	・管理事務所を統合・再編（平成15年3月までに） ・公庫資金の繰上げ償還の要望（平成9年8月～） ・利用促進のPR（平成9年4月～）
(財)茨城住宅管理協会 ・対人サービスの向上	・空家情報等の提供システム，インターネットによる情報を提供（平成10年4月～） ・窓口職員の研修（平成9年4月～）

## ③ 事業分野の見直し

(財)茨城県産業廃棄物対策基金 ・情報提供事業の県事業への移管	・財団事業として廃止（平成9年4月）
------------------------------------	--------------------

## ④ 官民分野の見直し

(財)茨城県建設技術公社 ・民間企業と競合する受託事業の計画的削減 ・受託事業再委託の制限	・業務委託検討連絡会議の設置（平成9年7月） ・県委託事業費の削減 *平成8年度 平成9年度 23.4億円 ⇒ 19.5億円（予定）
(財)茨城県企業公社 ・受託事業の拡大に慎重を期すべき	・県委託事業費の推移 *平成9年度 平成10年度(当初予算) 11.9億円 ⇒ 12.1億円

⑤ 経営の健全化，健全経営の確保

(株)中央食肉公社 ・経営改善計画の策定	・「経営改善5カ年計画」の策定(平成9年10月)
つくば国際ターミナル(株) ・経営改善計画の策定	・「つくばインランド・デポ経営ビジョン」の策定(平成9年11月)
鹿島都市開発(株) ・中長期経営計画の策定	・「長期経営計画」の策定(平成10年1月)

4 指導監督の強化

① 指導監督基準の厳正な運用等

提 言 の 内 容	見 直 し の 内 容 等
・指導監督基準の厳正な運用等	・出資法人連絡調整会議において所管部局に対し，周知徹底(平成9年5月～) *年3回
・指導監督担当職員の研修	・担当職員研修の実施(平成9年11月) *公益法人・商法法人会計に関する財務諸表の見方等について
・監察の実施	・監察の実施(平成9年6月～) *開発公社等県出資比率25%以上の20団体

② 団体情報開示の指導

・事業計画など資料の公開	・行政情報センターで公開(平成9年11月～)
・情報開示のあり方検討	・国の動向等を踏まえ，検討

③ 県の関与

・県職員OBの再就職は，団体からの要請があり，本人の知識や経験が団体の業務執行上必要な場合に限定	・団体の要望等を踏まえ適切に対応
・部長級職員の58歳勸奨退職制度の再検討	・引き続き検討
・給与等の適正指導	・指導監督基準に基づき指導(平成9年4月～)
・現職派遣は，団体の自主性，自立性を尊重し，派遣の必要性を十分考慮。営利企業への派遣は，団体の公共性に十分留意	・団体の要望等を踏まえ適切に対応

・ 服務規律の指導	・ 指導監督基準に基づき指導(平成9年6月～) ・ 茨城県公社等職員研修において服務研修を実施(平成9年6月, 12月)
・ 人材の確保, 職員研修の支援	・ 茨城県公社等連絡協議会において研修カリキュラム等を協議(平成9年6月) ・ 講師の派遣(平成9年6月～)
・ 適切な資金計画の策定指導, 内部留保金の確実有利な運用	・ 指導監督基準に基づき指導(平成9年4月～)
・ 補助金等の抑制	・ 事業内容を精査し, 見直しを推進(平成10年4月～)
・ 損失補償限度額を事業別に明確化	・ 事業内容を精査し, 引き続き検討
・ 管理費の削減指導	・ 指導監督基準に基づき指導(平成9年4月～)
・ 子会社設立等への対応	・ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準について」(平成9年12月閣議決定)に基づき指導(平成10年1月～)

## 5 所管部局の変更

提 言 の 内 容	見 直 し の 内 容 等
(財)企業公社の所管部局を衛生部から企業局に移管	・ 企業局に移管(平成9年8月)

## 6 出資金取扱の適正化

提 言 の 内 容	見 直 し の 内 容 等
(財)農業拓植基金協会の出資金取り扱いの適正化	・ 出資金を貸付金に変更(平成9年3月)

## 7 議会の関与

提 言 の 内 容	見 直 し の 内 容 等
出資団体の主要事業について常任委員会で説明	・ 平成9年第2回定例会から常任委員会で説明(平成9年6月～)

## 付 属 資 料

- 1 これまでの行政改革の取り組み状況
- 2 茨城県行財政改革大綱策定の経緯
- 3 茨城県行政改革推進懇談会委員名簿

# 1 これまでの行政改革の取り組み状況

昭和60年度以降、本県における行政改革への取り組み状況の主なものは、次のとおりである。

## ○ 茨城県行政改革指針

昭和60年12月に、茨城県行政改革指針を策定し、・事務事業の見直し、・組織機構の簡素合理化、・人事管理の見直し、・民間委託の推進、・OA化の推進、・権限の委譲を重点事項とする行政改革を実施した。(推進期間：昭和61年度から63年度まで)

## ○ 県議会広域行政推進調査特別委員会報告、県行政組織活性化懇話会意見

平成4年12月の県議会広域行政推進調査特別委員会報告及び平成5年2月の県行政組織活性化懇話会意見を踏まえ、次のような組織の見直しを行った。

- ・ 本庁組織の見直し(平成5年4月)  
環境局と生活福祉部を生活環境部と福祉部に改組、農地部を農地局に改組
- ・ 出先機関の見直し(平成6年4月)  
保健所の再編(18所→14所)、農業改良普及所の再編(26所→12所)、土木事務所の再編(12所→11所1支所)

## ○ 茨城県行政改革大綱

平成7年12月に、茨城県行政改革大綱を策定し、平成7年度から9年度までを推進期間として行政改革に取り組んだ。実績の主なものは、次のとおりである。

### 1 事務事業の見直し

(単位：件、百万円)

年 度	県 単 補 助 金		そ の 他		計	
	件 数	増 減 額	件 数	増 減 額	件 数	増 減 額
7 年 度	33	474	168	2,302	201	2,776
8 年 度	78	1,232	408	3,092	486	4,324
9 年 度	121	1,303	440	8,928	561	10,231

(注) 当初予算編成に向けた事務事業の見直し結果である。



## 2 組織機構の見直し（知事部局）

### (1) 本 庁

年 度	部	局 室	部 内 局 室	課 (局室)	主 な 事 項
7 年 度	8	2	3	79	企画部地域振興室の設置，県立医療 大学設置準備局の廃止
8 年 度	8	2	3	80	ひたちなか整備推進局の設置
9 年 度	8	2	3	81	行政改革・地方分権推進室の設置

(注)各年度4月1日現在の数である。なお，局室には，出納事務局を含む。

### (2) 出先機関

年 度	本 所	支 所	主 な 事 項
7 年 度	140	41	水戸土木事務所建設機械課（支所）の廃止
8 年 度	137	42	石岡台地土地改良事業所の廃止
9 年 度	136	42	錦修寮の廃止

(注) 各年度4月1日現在の数である。

## 3 定員管理の適正化

(単位：人)

年 度	一 般 行 政	教 育	そ の 他	合 計
7 年 度	6,701	26,915	5,769	39,385
8 年 度	6,664	26,808	5,877	39,349
9 年 度	6,612	26,765	5,987	39,364

(注)各年度4月1日現在の数である。

#### 4 その他

##### (1) 事務手続きの簡素効率化

- ① 押印の改善：計199件
  - ・ 県民文化センター，生涯学習センターの使用申し込みなど192件（平成9年4月～）
  - ・ 行政書士試験受験願書など7件（平成10年4月～）
- ② 申請書類の簡素化，添付書類の削減：計46件
  - ・ 農地法に基づく転用許可申請書の部数削減など16件（平成9年4月～）
  - ・ 国土利用計画法に基づく土地売買届出に係る添付書類の削減など30件（平成10年4月～）

##### (2) 権限委譲等の推進

- ① 市町村への権限委譲：計9事務（累計44事務）
  - ・ 浄化槽法に基づく事務など5事務（平成8年4月・9年1月～）
  - ・ 土地区画整理法に基づく事務など4事務（平成10年4月～）
- ② 出先機関への権限委譲：計14事務（累計561件）
  - ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく事務など7事務（平成8年4・10月，平成9年1月～）
  - ・ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく事務など5事務（平成9年4月～）
  - ・ 那珂久慈ブロック広域汚泥処理負担金の徴収に関する事務など2事務（平成10年4月～）

##### (3) 事務改善制度の充実・強化

年 度	自 主 改 善	小 集 団 活 動	職 員 提 案
7 年 度	3 6 5 件	一 件	1 4 9 件
8 年 度	3 5 3	3 2	2 4 0
9 年 度	4 6 1	4 2	2 8 6

※ 小集団活動は，8年度から導入した。

## 2 茨城県行財政改革大綱策定の経緯

行政改革推進本部・幹事	行政改革推進懇談会・専門部会	県議会行財政改革調査特別委員会
平成9年 5.1 第7回幹事会 (新たな大綱の策定について) 5.8◎第4回本部会議 (新たな大綱の策定について)	5.6◎第8回懇談会 (新たな大綱の策定について) 5.30 第1回財政構造部会 (財政運営の現況等)	
6.3◎第5回本部会議 (事務事業の見直し作業について) 6.4 第8回幹事会 (事務事業の見直し作業について)	6.18 第1回行政機構部会 (組織機構の状況等)	6.19 特別委員会設置
	7.11 第2回財政構造部会 (財政運営の課題等) 7.11 第2回行政機構部会 (組織機構見直しの視点等)	7.18 第1回特別委員会 (調査方針等)
		8.8 第2回特別委員会 (行財政運営の主要課題等) 8.20 第3回特別委員会 (参考人意見聴取、各部局の課題と改革の方向)
	9.1◎第9回懇談会 (専門部会における検討状況等) 9.4 第3回行政機構部会 (本庁部門のあり方) 9.8 第3回財政構造部会 (財政健全化目標等)	9.17 第4回特別委員会 (財政収支中期見通し等、各部局の課題と改革の方向) 9.24 第5回特別委員会 (各部局の課題と改革の方向)
10.14 第9回幹事会 (大規模事業の見直し等)	10.3 第4回財政構造部会 (財政健全化方策等) 10.3 第4回行政機構部会 (出先機関等のあり方)	10.21 第6回特別委員会 (主要論点整理(財政関連))
	11.4 第5回行政機構部会 (意見取りまとめ) 11.6 第5回財政構造部会 (意見取りまとめ)	11.10 第7回特別委員会 (主要論点整理(組織機構等関連))
12.15 第10回幹事会 (行政改革推進懇談会専門部会意見)	12.18◎第10回懇談会 (専門部会意見報告)	12.2 第8回特別委員会 (中間報告骨子案の検討) 12.12 第9回特別委員会 (中間報告案の検討) 12.15 中間報告
平成10年		1.23 第10回特別委員会 (知事部局本庁組織等)
		2.6 第11回特別委員会 (知事部局出先機関等) 2.27 第12回特別委員会 (最終報告骨子案の検討)
3.23 第11回幹事会 (行財政改革大綱(案)等) 3.26◎第6回本部会議 (行財政改革大綱及び平成10年度実施計画の決定)	3.13◎第11回懇談会 (論点整理) 3.25◎第12回懇談会 (行財政改革大綱(素案)等)	3.20 第13回特別委員会 (最終報告案の検討) 3.24 最終報告

### 3 茨城県行政改革推進懇談会委員名簿

(50音順, 敬称略)

氏名	役職等
会 長 幡 谷 祐 一	茨城県信用組合理事長
副 会 長 帯 刀 治	茨城大学教授
池 田 雄 一	税理士 (前)日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会会長)
井 原 克 子	茨城県更正保護婦人連盟議長 (元茨城県婦人団体連盟代表議長)
宇留野 光 子	茨城県身体障害者施設協議会会長
荻 谷 良 英	茨城県農業協同組合中央会等 (農協五連) 副会長
坂 下 珍 彦	(株)日本文字放送編成局次長 (前日本放送協会水戸放送局長)
川 辺 千 恵 子	国際交流ボランティア
平 山 牧 彦	茨城県医師会副会長
古 川 俊 一	筑波大学助教授
村 田 康 博	波崎町長
室 伏 勇	(株)茨城新聞社社長
森 秀 男	(株)山森社長
柳 生 修	コロナ電気(株)社長
渡 邊 先	前茨城県労働者福祉協議会会長

#### (財政構造検討部会)

氏名	役職等
部 会 長 帯 刀 治	(委 員)
部 会 長 代 理 原 田 博 夫	(専門委員) 専修大学教授
池 田 雄 一	(委 員)
金 子 勝	(専門委員) 法政大学教授
柳 生 修	(委 員)

#### (行政機構検討部会)

氏名	役職等
部 会 長 古 川 俊 一	(委 員)
部 会 長 岩 井 奉 信	(専門委員) 常磐大学教授
小 池 治	(専門委員) 茨城大学助教授
森 秀 男	(委 員)
渡 邊 先	(委 員)